

【建設業関連窓口一覧】

(国) 国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 許可係 〔国土交通省HP〕 <https://www.mlit.go.jp/>

【審査担当】	関東地方整備局 建政部 建設産業第一課 建設業係 〔関東地方整備局HP〕 https://www.ktr.mlit.go.jp/	TEL 048-601-3151 (代表)
【建設コンサルタントの登録】	関東地方整備局 建政部 建設産業第二課 測量業務	TEL 048-601-3151 (代表) 内線6661、6662
【大臣認定】	国土交通省 不動産・建設経済局 国際市場課 国際調査係	TEL 03-5253-8280

(都) TEL 03-5321-1111 (代表)

〔東京都HP〕 <https://www.metro.tokyo.jp/>

〔都市整備局HP〕 <https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/>

令和7年7月1日現在

【経営事項審査】	第二本庁舎・3階・南側 都市整備局 市街地建築部 建設業課 建設業指導担当	内線30681、30682、30665
【解体工事業者の登録】	都市整備局 市街地建築部 建設業課 審査担当	第二本庁舎・3階・南側 内線30666
【解体工事の届出】	(床面積1万㎡超) 都市整備局 市街地建築部 建築指導課 指導担当 (その他：特別区の地域) 各区役所の建築行政担当課 (その他：多摩地域) 多摩建築指導事務所 建築指導第一・第二・第三課 ただし、八王子・立川・武蔵野・三鷹・府中・調布・町田・小平・日野・国分寺・西東京の11市は 各市役所の建築行政担当課	第二本庁舎・3階・中央 内線30745 建築指導第一課 TEL 042-548-2044 建築指導第二課 TEL 042-464-2154 ※移転が予定されているため、お問合せの前に必ずHPを御確認ください 建築指導第三課 TEL 042-823-3423 (その他：島しょ地域) 都市整備局 市街地建築部 建築指導課 指導担当 第二本庁舎・3階・中央 内線30745
【アスベストの大気中への飛散（建築物解体時等）】	環境局 環境改善部 大気保全課 大気担当	第二本庁舎・20階・北側 内線42361
【アスベストを含む産業廃棄物の処理】	環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 指導担当	第二本庁舎・19階・北側 内線42851、42852
【産業廃棄物処理（収集・運搬業、処分業）、処理施設の許可・届出】	環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 審査担当	第二本庁舎・19階・北側 内線42861
【建設副産物対策等】	都市整備局 都市づくり政策部 広域調整課 建設副産物担当	第二本庁舎・12階・北側 内線30236
【宅地建物取引業者の免許】	住宅政策本部 民間住宅部 不動産業課 免許担当	第二本庁舎・3階・北側 内線30379
【建設工事等競争入札参加資格の審査】	財務局 経理部 契約第一課 資格審査担当	第一本庁舎・15階・南側 内線26155、26157
【電気工事業者の登録・届出】	環境局 環境改善部 環境保安課 火薬電気担当	第二本庁舎・20階・北側 内線42481
【建設機械の打刻又は検認の申請に対する審査】	建設局 総務部 用度課 用度担当	第二本庁舎・5階・中央 内線40211
【協同組合設立等の届出】	産業労働局 商工部 調整課 協同組合担当	第一本庁舎・20階・北側 内線36541

登録番号（7）21

建設業許可 申請 変更 の手引

発 行 令和7年8月
東京都都市整備局市街地建築部建設業課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
03-5321-1111（代）
（内線）30-661
ホームページアドレス
<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku/kensetsu/>

印 刷 株式会社
東京都区丁目番号
03

本書は再生紙を使用しています。

許可後の手続

	届出事項	届出期間
変更に関するもの	決算報告	事業年度終了後 4 か月以内（※ 1）
	商号の変更	変更後30日以内
	営業所の名称の変更	
	営業所の所在地・電話番号・郵便番号の変更	
	営業所の新設、廃止（※ 2）	
	営業所の業種の追加、業種廃止（※ 2）	
	資本金額の変更	
	役員等・代表者（申請人）の変更	
	支配人の変更	
	建設業法施行令第 3 条に規定する使用人の変更	変更後 2 週間以内
	常勤役員等（経管）の変更	
	営業所技術者等（専技）の変更	
	健康保険等の加入状況の変更	
廃業に関するもの	全部廃業	廃業後30日以内
	一部廃業（※ 2）	

※ 1 毎事業年度、必ず決算報告の届出が必要です。提出を怠ると、過去の決算期の納税証明書が取得できない場合があります、許可の継続が困難となる恐れがあります。

また、期日の到来している決算報告の届出がされていない場合は、般・特新規申請、業種追加申請、更新申請はできません。

※ 2 営業所技術者等（専技）の変更を伴う、営業所の新設、廃止、業種追加及び業種廃止並びに一部廃業を提出する場合は、変更後 2 週間以内に届出が必要です。

※ 許可の有効期間は 5 年間です（建設業法第 3 条）。
5 年間の有効期間が満了する 30 日前までに更新手続をしてください。